

## 議案第88号 交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案書33P～35P

### 1. 条例改正の目的

法定外公共物の使用料については、条例で使用料の額及び徴収方法を定め、その使用者から徴収を行っている。

今回、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の見直しを行うことから、道路占用料に準じて定める法定外公共物の使用料の額についても同様に改正を行うもの。

### 2. 条例改正の内容

条例別表で定める法定外公共物の区分に応じた使用料の額について、直近に行われた令和6年度の固定資産税評価額の評価替えを反映した道路占用料の見直しに準じ、改正する。

### 3. 施行日

令和7年4月1日

経過措置 令和6年度までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

激変緩和措置 一部占用物件に係る令和7年度の占用料の額については、附則別表に定める額とする。

#### 4. 法定外公共物使用料 新旧比較表

※着色部は、激変緩和の経過措置

占用物件	摘要	現行占用料（円）	令和7年度 占用料算定額（円）	令和8年度 占用料算定額（円）
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱	2,350	2,380	2,380
	第2種電柱	3,650	3,650	3,650
	第3種電柱	4,950	4,930	4,930
	第1種電話柱	2,130	2,130	2,130
	第2種電話柱	3,440	3,400	3,400
	第3種電話柱	4,750	4,670	4,670
	その他の柱類	160	250	340
	共架電線その他上空に設ける線類	21	22	22
	地下電線その他地下に設ける線類	10	12	13
	路上に設ける変圧器	1,610	1,840	2,080
	地下に設ける変圧器	1,100	1,280	1,280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,280	3,770	4,250
	郵便差出箱	3,280	1,790	1,790
	広告塔	6,430	4,250	4,250
	その他のもの	3,280	3,770	4,250
水道、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径 0.1m未満	110	130	130
	外径0.1m以上 0.15m未満	170	200	200
	外径0.15m以上 0.2m未満	220	260	260
	外径0.2m以上 0.4m未満	440	510	510
	外径0.4m以上 1.0m未満	1,100	1,280	1,280
	外径1.0m以上	2,190	2,550	2,550
	マンホールその他これに類するもの	2,190	1,280	1,280
通路その他これらに類する施設による使用	上空に設ける通路	4,290	3,230	3,230
	地下に設ける通路	2,140	1,940	1,940
	水路橋	370	430	430
	水路に工作物の設置を伴わないもの	30	650	1,280
	その他のもの	-	-	-
看板による使用	看板（ア-チであるものを除く）	540	600	650
	一時的に設けるもの その他のもの	6,430	6,450	6,450
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料による使用		540	600	650

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案の 件名	議案第88号 交野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 5px;">  </span> ）	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
法定外公共物使用料は交野市法定外公共物管理条例第7条、第8条の規定に基づき、管理者が額及び徴収方法を定め、使用者に対し、使用料の徴収を行うものである。		北河内6市では、以下の状況で改正済、もしくは改正予定である。 枚方市：令和3年4月1日改正、寝屋川市、門真市：令和4年4月1日改正 守口市、四條畷市、大東市：改正検討中			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
今回、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の見直しを行うことから、道路占用料に準じて定める法定外公共物の使用料の額についても同様に改正を行うもの。		令和7年度より、約140千円の法定外公共物使用料の増額が見込まれる。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和4年12月14日 道路法施行令の一部を改正する政令が公布（令和5年4月1日施行）		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	4. みんながつどい交流し、活力が生まれるまち	
			分野・方針	19. 道路・公共交通	
			施 策	1. 道路整備の充実	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
有 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度			
		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		都市まちづくり部	道路河川課	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・ 無（新旧対照表等）	

交野市法定外公共物管理条例（平成14年条例第18号）新旧対照表

新				旧					
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）					
区分	単位		使用料 (円)	区分	単位		使用料 (円)		
	数量	期間			数量	期間			
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱	1本	1年	2,380	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱	1本	1年	2,350
	第2種電柱			3,650	第2種電柱			3,650	
	第3種電柱			4,930	第3種電柱			4,950	
	第1種電話柱			2,130	第1種電話柱			2,130	
	第2種電話柱			3,400	第2種電話柱			3,440	
	第3種電話柱			4,670	第3種電話柱			4,750	
	その他の柱類			340	その他の柱類			160	
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	22	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	21	
	地下電線その他地下に設ける線類			13	地下電線その他地下に設ける線類			10	
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,080	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,610	
地下に設ける変圧器			1,280	地下に設ける変圧器			1,100		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,250	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			3,280		
郵便差出箱			1,790	郵便差出箱			3,280		
広告塔	表示面積 1m <sup>2</sup>	1年	4,250	広告塔	表示面積 1m <sup>2</sup>	1年	6,430		

新					旧				
	その他のもの	使用面積 1m <sup>2</sup>	1年	4,250		その他のもの	使用面積 1m <sup>2</sup>	1年	3,280
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.1m未満	1m	1年	130	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.1m未満	1m	1年	110
	外径が0.1m以上0.15m未満			200		外径が0.1m以上0.15m未満			170
	外径が0.15m以上0.2m未満			260		外径が0.15m以上0.2m未満			220
	外径が0.2m以上0.4m未満			510		外径が0.2m以上0.4m未満			440
	外径が0.4m以上1.0m未満			1,280		外径が0.4m以上1.0m未満			1,100
	外径が1.0m以上			2,550		外径が1.0m以上			2,190
	マンホールその他これに類するもの	使用面積 1m <sup>2</sup>		1年		1,280	マンホールその他これに類するもの		使用面積 1m <sup>2</sup>
通路その他これらに類する施設による使用	上空に設ける通路	使用面積 1m <sup>2</sup>	1年	3,230	通路その他これらに類する施設による使用	上空に設ける通路	使用面積 1m <sup>2</sup>	1年	4,290
	地下に設ける通路			1,940		地下に設ける通路			2,140
	水路橋			430		水路橋			370
	水路に工作物の設置を伴わないもの			1,280		水路に工作物の設置を伴わないもの			30
	その他のもの					交野市行政財産使			その他のもの

新					旧						
				用料条例 (平成16年条例 第27号) 第3条第 1号の例 により計 算した額					用料条例 (平成16年条例 第27号) 第3条第 1号の例 により計 算した額		
看板による使用	看板(ア 一時的に設ける 一子をもの 除く。)	積	表示面	1月	<u>650</u>	看板による使用	看板(ア 一時的に設ける 一子をもの 除く。)	積	表示面	1月	<u>540</u>
		その他のもの	1m <sup>2</sup>	1年	<u>6,450</u>			その他のもの	1m <sup>2</sup>	1年	<u>6,430</u>
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹木その他の工事用材 料による使用			使用面	1月	<u>650</u>	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹木その他の工事用材 料による使用			使用面	1月	<u>540</u>
備考 (略)					備考 (略)						